

京都府立医科大学 生成AI利活用ポリシー

令和7年12月22日
学長

本学は、「世界トップレベルの医学を地域へ」の理念のもと教育・研究・診療活動等を推進するにあたり、生成AI技術の有用性と潜在的なリスクを認識しています。これらの技術がもたらす法的・倫理的課題や社会情勢を踏まえ、大学として生成AIを適切かつ効果的に活用し、成果を最大化するための体制を構築することを目的として、本ポリシーを定めます。

1 基本方針

本学の教育・研究・診療活動における生成AIの利活用にあたり、関係者全員が潜在するリスクを十分に認識し、以下の基本事項を守り、慎重かつ責任ある取り組みを行うことを求めます。そのために必要な情報提供体制の整備を今後も進めます。

(1) 情報の確認と検証

生成AIの出力は常に正確とは限りません。鵜呑みにせず、必ず自身で信頼できる情報源と照らし合わせ、その内容を検証してください。内容の妥当性を常に批判的に検討し、疑義がある場合は利用を控えてください。

(2) 個人情報の入力制限

- 生成AIサービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用であることを十分に確認してください。
- 生成AIサービス利用時は、利用規約やプライバシーポリシーを確認し、情報漏洩やAI学習への利用リスクのあるサービスに個人情報を入力しないでください。(AIサービスの学習に個人情報が使用された場合、目的外利用として個人情報保護法の規定に違反する可能性があります。)

(3) 機密情報の入力制限

生成AIサービス利用時は、利用規約やプライバシーポリシーを確認し、情報漏洩やAI学習への利用リスクのあるサービスに機密情報（大学運営に関する非公開情報や特許に関する情報等）を入力しないでください。

(4) 知的財産権への配慮

他人の知的財産権を侵害しないよう、生成AIへの入力時や生成物利用時は知的財産権に十分配慮し、必要に応じ許諾を確認してください。また、自身の未公開研究成果やノウハウ等の知的財産についても細心の注意を払ってください。

(5) 差別・偏見の助長および誤情報の拡散防止

- 生成AI利用にあたっては、差別や偏見を助長する出力、誤解やデマを拡散する情報の生成・利用は厳に慎んでください。

- 法令や社会規範に反する行為、他者を誹謗中傷する行為等に生成AIを利用することは認められません。

2 分野別方針

教育、研究、診療及び事務の各活動分野において、公的機関等が策定したガイドライン等を踏まえ、必要に応じて個別ルールを定めた上で生成AI利活用を推進します。

3 関連する主なガイドライン等

No.	策定組織	名称	版・制定時期
1	文部科学省	大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて	版番号なし 令和5年7月
2	厚生労働省	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	第6.0版 令和5年5月
3	厚生労働省	医療デジタルデータのAI研究開発等への利活用に係るガイドライン	第1版 令和6年3月
4	総務省・経済産業省	AI事業者ガイドライン	第1.1版 令和6年8月
5	デジタル庁	行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン	初版 令和7年5月
6	デジタル庁	テキスト生成AI利活用におけるリスクへの対策ガイドブック	α版 令和6年6月
7	文化庁	AIと著作権に関する考え方について	版番号なし 令和6年3月
8	個人情報保護委員会	生成AIサービスの利用に関する注意喚起等	版番号なし 令和5年6月
9	医療AIプラットフォーム技術研究組合(HAIP)	医療・ヘルスケア分野における生成AI利用ガイドライン	第2版 令和7年7月